

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 定款施行規則

平成21年 2月24日制定
平成23年 2月 1日施行
平成23年 5月31日改正
平成24年 5月29日改正
平成26年 5月29日改正
平成27年 5月29日改正
平成30年 5月29日改正
令和元年 5月28日改正
令和 2年 5月29日改正
令和 4年 6月 2日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人東京ビルメンテナンス協会定款の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

(法人の範囲等)

第2条 定款第5条〔法人の構成員〕に規定する正会員及び賛助会員の法人には、中小企業等協同組合に定める事業協同組合は含まない。

2 同条に定める法人の正会員については、当該法人は、代表権を有する者のうち1名を代表者として本会に届け出なければならない。変更のある場合についても同様とする。

3 同条に定める法人の賛助会員については、当該法人の代表者として1名を本会に届け出なければならない。変更のある場合についても同様とする。

(届出事項)

第3条 法人の正会員は、前条に定める届のほか、次に掲げる事項に該当する際には、各届を別に定める様式により遅滞なく本会に届け出なければならない。

- (1) 商号の変更「商号変更届」
- (2) 所在地の変更「所在地変更届」
- (3) 定款第8条〔退会〕の規定に基づく退会「退会届」
- (4) その他本会において届出を必要と認める事項

2 個人の正会員は、法人の正会員に準じて必要な届出を行うものとする。

第3条の2 賛助会員は、前条に準じて本会に所要の届出を行う。

第3章 会費

(入会金及び会費)

第4条 定款第7条〔経費の負担〕の入会金及び会費は、次のとおりとする。

(1) 入会金（入会当初に納入するもの）

イ 正会員 100,000円

ロ 賛助会員 80,000円

(2) 会費（月額）

イ 正会員の会費は、自己申告によるビルメンテナンス業に係わる年商額（東京都内におけるビルメンテナンス業に関する直近の決算期での1年間の売上高）を基準として、次のとおり定める。

年商額の基準	会費（月額）
年商3億円未満	16,000円
年商3億円以上	23,000円
年商5億円以上	30,000円
年商8億円以上	36,000円
年商12億円以上	43,000円

ロ 賛助会員の会費 15,000円

2 会員が地震・津波・台風などの自然災害又はその他非常事態により損害を受けた場合、理事会の承認により会費を減免することができる。

3 定款第8条により退会した会員が再入会を希望する場合には、改めて「会員の入退会、倫理等に関する規則」に定める入会手続きを行わなければならない。また、再入会の場合は理事会の承認により入会金を免除することができる。

4 期間を定めて入会促進キャンペーンを実施する場合には、理事会の承認により入会金を免除することができる。

(会費等の納入)

第5条 会費は、1年を次表のように4期に分け、各期に一括して納入する。なお、納入期限が金融機関窓口の営業していない日にあたる時は、直前の営業日とする。

期別	月	納入期限
1期	4・5・6月分	6月末日
2期	7・8・9月分	9月末日
3期	10・11・12月分	12月末日
4期	1・2・3月分	3月末日

2 各期の途中に入会した会員は、納入期限までに、入会金及び各期末までの会費を納入するものとする。

3 予め、第1項に規定する各期の途中に退会を予定している会員は、第1項の規定に関わらず、退会する月末までの期間の会費を、退会までに納入しなければならない。

(会費の滞納に対する措置)

第6条 この法人は、各期の納入期限までに前条に規定する会費の納入がないときは、当該会員にたいして速やかに督促状を発送する。

2 この法人は、督促状発行日から1か月以内に各期の会費全額の納入がないときは、会員に対する便宜供与（会員への情報提供、講習会、図書の会員割引等）を停止することができる。

第4章 役員

(役員を選任)

第7条 定款第23条第1項に規定する別に定めるところとは、公益社団法人東京ビルメンテナンス協会役員選任規程（以下「役員選任規程」という。）及び理事会による役員候補者の推薦に関する規程をいう。

(定款に定める役員定数の上限数を下回ったときの措置)

第8条 定款第26条第1項及び第2項に基づき役員任期が終了する定時総会（以下「役員改選総会」という。）において、役員選任規程第12条に規定する役員候補者の数が定款第22条第1項に規定する役員上限数を満たさず、かつ会長が必要と認めるときは、その上限数を満たす限度において、会長の推薦に基づき、理事会において出席した理事の3分の2以上の同意を得て、役員選任規程第3条に規定する立候補資格を有する者の中から、役員改選総会において役員を選任することができる。

2 役員改選総会終了後、役員現任数が、定款第22条第1項に規定する役員上限数を満たさず、かつ役員選任規程第13条第2項に規定する補欠役員選任によってもその上限数を満たさない場合、会長が必要と認めるときは、その上限数を満たす限度において、会長の推薦に基づき、理事会において出席した理事の3分の2以上の同意を得て、役員選任規程第3条に規定する立候補資格を有する者の中から、直近の総会において役員を選任することができる。

3 法人の正会員から既に役員が就任している場合には、前2項の規定により当該正会員から重ねて役員を選任することはできない。

(役員職務の継続)

第9条 総会において選任され役員に就任後、正会員の代表権を失った場合で、同一法人に所属する場合にあっては、本人から当該役員として職務を継続したい旨の申出があり、理事会がこれを承認した場合には、なお任期中当該役員としての職務を継続することができる。

(役員倫理)

第9条の2 役員倫理に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(報酬等)

第9条の3 定款第28条第1項に定める役員報酬は、別に定める支給基準の定めるところによる。

2 同条第2項及び定款第29条第3項に定める費用は、交通費、日当及び宿泊料とし、理事会で別に定めるところにより支給する。

第5章 名誉会長、顧問及び相談役

(資格)

第10条 定款第29条〔名誉会長、顧問及び相談役〕に定める名誉会長、顧問及び相談役の資格は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、本会の会長に1期以上就任したことがある者
- (2) 顧問は、本会の事業に関し学識経験を有する者で、本会の趣旨に賛同する者
- (3) 相談役は、理事又は監事を5期以上就任したことがある者

2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

(任期)

第11条 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、定款第26条〔役員任期〕に定める役員任期の範囲内とし、再任を妨げない。ただし、相談役は、10年を超えて就任はできない。

第6章 総会

(総会に出席しない正会員の書面通知)

第12条 定款第20条〔書面議決等〕に定める書面の様式は、別に定める。

第7章 連携法人

(連携法人への加入)

第13条 正会員は、同時に公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「全国協会」という。）の正会員となる。

(連携法人の業務)

第14条 この法人は、全国協会と連携して下記業務を行う。

- (1) 全国協会の実施する事業に参画すること。
- (2) この法人に属する全国協会の正会員の中から全国協会の代議員を選出すること。
- (3) 全国協会の入会金及び会費の徴収事務を代行し、全国協会に納付すること。
- (4) この法人への入退会手続と同時に、全国協会正会員の入退会に係わる事務を代行すること。
- (5) その他全国協会の事務遂行に関し必要なこと。

附 則

この規則は、本会の設立登記の日から施行する。

附 則

この規則は、総会で承認された日（平成23年5月31日）の翌日から施行する。ただし、第4条第2号の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、総会で承認された日（平成24年5月29日）の翌日から施行する。

附 則

この規則は、総会で承認のあった日（平成26年5月29日）から施行する。

附 則

この規則は、総会で承認のあった日（平成27年5月29日）から施行する。

附 則

この規則第1条及び第2条は、総会で承認のあった日（平成30年5月29日）から施行する。

附 則

この規則第4条、第5条、第6条及び第9条は、総会で承認のあった日（令和元年5月28日）から施行する。

附 則

この規則第3条、第5条は、総会で承認のあった日（令和2年5月29日）から施行する。

附 則

この規則第4条及び第7条は、総会で承認のあった日（令和4年6月2日）から施行する。